

所管部課	政策経営部財政課	部長	武越 信昭		
件名	東大和市支出負担行為手続規程の一部を改正する訓令について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市長部局各部、教育委員会各部			
<p>1. 要 旨</p> <p>財務会計システムの更新に伴う事務の見直しに伴う規則の一部改正である。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第3条、第8条</p> <p>支出負担行為手続の電子化</p> <p>下水道事業会計及び一部の支出負担行為は、従前の運用のとおり。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>一部事務の電子化により、ペーパーレス化の推進及び事務の効率化を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					